

港北区連合町内会 6月定例会

令和5年6月22日（木）午後3時00分から
港北区役所 1、2号会議室

議題

1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年度非課税世帯）について （情報提供）【市連会報告】[資料1]

野村 総務課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に給付金を支給します。

(1) 対象世帯	令和5年6月1日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税となる世帯
(2) 支給額	1世帯あたり 3万円（1回限り）
(3) 申請受付期間	令和5年 7月19日から令和5年10月18日まで（必着）

(1) 申請について

申請手続は下表のとおりとなり、対象世帯の状況により異なります。

令和5年度住民税非課税世帯	申請手続	対象世帯の状況	該当する主な世帯
	必要	「確認書」が届く世帯	前回の給付金（5万円）を <u>世帯主以外の口座</u> で受給している等の世帯
		「申請書」の提出が必要な世帯	前回の給付金の受給の有無にかかわらず、令和5年1月2日以降に市外から転入した人がいる等の世帯
不要	「支給のお知らせ」が届く世帯	前回の給付金（5万円）を <u>世帯主の口座</u> で受給している世帯	

(2) 問合せ

サポートセンター（午前9時00分から午後7時00分まで。土日祝を除く。）
横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター
電話：0120-045-320 FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語に対応しています。

- ※ 申請書類の配布や記入支援、制度に関するお問い合わせ対応を行う申請サポート窓口を7月3日(月)から各区役所内に開設します。(9時から17時まで。土日祝を除く。)(当資料に関する問合せ先)

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当：永井、叶野 電話：671-4754 FAX：664-4739

2 地域福祉保健計画に基づく「市民主体の身近な施設整備」の支援制度のご紹介について(情報提供)【市連会報告】[資料2]

大嶽 都市整備局地域まちづくり課係長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

地域福祉保健計画(地区別計画)に基づく「市民主体の身近な施設整備」の支援制度を令和5年度より開始しました。制度概要を記載したチラシを作成しましたので情報提供します。

施設整備をきっかけに、地域の活動が広がっていくことを目指していますので、ぜひ、この制度をご活用ください。

(1) 対象となる取組

地域保健福祉計画(地区別計画)に基づく取組

- ※ 区と地域とで策定されたプランを対象とします。

(2) 対象となる団体

自治会町内会(連合や単会)のような地域活動を行う組織

(3) 支援の内容(施設整備費)

施設整備にかかる費用で、最大100万円(9割助成)

例：交流施設のスロープや手すり、子ども食堂のためのキッチン整備など

(4) 整備の流れ

事前相談 → グループ登録 → 整備に向けた検討 → 整備費の交付申請 → 整備

- ・ 事前相談では、市職員による相談を行います。
- ・ 整備費の交付申請を行った場合は、その年度内で整備する必要があります。
- ・ 本制度は次年度以降も継続を予定していますので、次年度での整備も可能です。なお、次年度の整備をご検討中であっても、今からの相談が可能です。

(5) その他

グループ登録後、団体へのまちづくり専門家の派遣や専門家によるアドバイスなどを行うことも可能です。

市民主体の身近な施設整備

検索



(4) 問合せ

都市整備局地域まちづくり課 担当：大嶽、大橋 電話：671-2696

3 令和5年度港北区社会福祉協議会世帯会費 及び港北区「社会を明るくする運動」 実施委員会会費の納入等について（依頼）〔資料3〕

仲丸 港北区社会福祉協議会事務局長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

社会福祉協議会世帯会費納入の取りまとめ、及び港北区「社会を明るくする運動」実施委員会会費納入について依頼します。なお、納入期限を設けておりますが、地域の実情にあわせて柔軟にご対応ください。

(1) 港北区社協世帯会費（1世帯40円）の納入取りまとめについて

① 実施期間

地域の実情にあわせて、柔軟にご対応ください。

② 金額

令和5年度目安額4,290,880円(世帯当たり40円)

目安世帯数×40円（目安世帯数＝令和5年5月1日現在加入世帯数×95%）

(2) 港北区「社会を明るくする運動」実施委員会会費（1世帯10円）について

① 実施期間

地域の実情にあわせて、柔軟にご対応ください。

② 金額

令和5年度目安額1,072,720円(世帯当たり10円)

目安世帯数×10円（目安世帯数＝令和5年5月1日現在の加入世帯数×95%）

(3) 共通事項

① 納入方法

各自治会町内会あてに振込用紙を6月末に事務局より送付いたします。

「払込取扱票」により、最寄りの郵便局でお手続きください。

※ 本会窓口での直接受付はご遠慮いただいております。

※ 払込料金は本会負担となっておりますが、令和4年1月17日のゆうちょ銀行サービス料金の改定により、現金での払込の場合、別途現金加算料金（110円）がかかります（口座から払い込む場合は無料です）。また、窓口で51枚以上の硬貨を払い込む場合、枚数に応じさらに硬貨取扱料金が加算されます。

② 納入期限

9月29日（金）

※ 納入期限を設けさせていただいてはいますが、地域の実情に合わせ、期限内のご納入が難しい場合にはご相談ください。

③ その他

6月末に「払込取扱票」及び「目安額一覧表」を別途送付いたします。昨年度と同様に、単位自治会町内会毎での納入を希望されている地区につきましては、各単位自治会町内会長様宛に送付します。

④ 問合せ

横浜市港北区社会福祉協議会 担当：(1)飯塚、中村 (2)牧野・山田

電話：547-2324 Fax：531-9561

4 「令和5年度 横浜市総合防災訓練」の実施について（情報提供・掲示依頼）

[資料4]

須貝 総務局危機管理室緊急対策課安全支援担当課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和5年度の「横浜市総合防災訓練」は港北区を会場として、市民や防災関係機関の連携強化と地域防災力の向上を目的に、地域住民による地域訓練、防災関係機関等による実動訓練、防災関連団体による展示・体験エリアによる防災啓発等を実施します。

(1) 実施日時

令和5年8月27日（日） 午前9時00分から正午まで

(2) 実施場所

新横浜公園「日産スタジアム」第一駐車場

(3) 訓練参加数（見学者含む）

約80機関 2,000人（令和4年度実績）

(4) 訓練実施想定

相模湾を震源とするマグニチュード8.1、市内最大震度7の地震発生し、家屋の倒壊や道路損壊、ライフラインに甚大な被害が発生、負傷者が多数いる想定

(5) 訓練内容

① 実動訓練

ア 市民による避難、救出、物資受入等の訓練

イ 協定締結機関によるライフライン等の復旧訓練

ウ 警察・消防・自衛隊及び医療機関による捜索救助・医療救護・消火訓練

② 展示・体験エリア

協定締結機関等の防災グッズ等の展示及び体験等

(6) 訓練内容及びスケジュール

実施時間		訓練項目	訓練内容			
第1部	防災 イベント	9:15～ 10:00 (45分)	音楽隊演奏・ドリル	消防音楽隊の演奏・ドリル		
			防災イベント	防災の普及啓発		
第2部	地域訓練	10:00～ 10:30 (30分)	シェイクアウト訓練	地震発生時の行動		
			避難・救出救護訓練(住民)	避難、安否確認、救出、応急手当		
			初期消火訓練	初期消火(スタンドパイプ式消火器具や消火器等)		
			情報収集訓練	被害情報の収集、情報受伝達		
			緊急交通路確保訓練	交通規制、道路復旧等		
			道路啓開訓練	道路上の障害物除去		
	第1 ステージ 協定関係 機関	10:30～ 11:00 (30分)	ライフライン復旧訓練	電気、ガス、上下水道の漏えい等復旧		
			救援物資輸送訓練	救援物資の受入、搬送		
			第2 ステージ 行政機関	10:30～ 11:00 (30分)	情報収集伝達訓練	被害情報の収集、情報受伝達
					捜索・救助訓練	倒壊家屋・中層建物等からの救出
					医療救護訓練	トリアージ、災害医療処置
					火災防御訓練	倒壊家屋等への放水
市長講評	11:00～11:10 (10分)	市長に防災訓練の講評をいただきます。				
展示・体験 エリア	9:00～ 12:00	市民展示ブース	自治体及び防災関係機関等による市民向け防災展示			
		市民体験型訓練ブース	水災害体験・地震体験等			

(7) 訓練視察依頼について

各連合町内会長の皆様には、訓練視察のご案内をさせていただきます。
ご案内については、6月中に発送します。

(8) ポスターについて

当訓練のポスターを各町内会に送付します。
掲示板への掲出をお願いします。

(9) 問合せ

総務局危機管理室緊急対策課 担当：須貝、玉山、長岡 電話：671-2064

5 住宅用火災警報器の一斉点検の実施について(依頼) [資料5]

岩佐 港北消防署総務・予防課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

住宅用火災警報器の電池等の寿命は約10年と言われており、2011年6月の設置義務化から12年が経過したことから、今後は設置されている住宅用火災警報器の電池切れや故障等で、火災を感知しなくなる恐れがあります。

つきましては、地域ぐるみで住宅用火災警報器の点検・交換を呼びかける「住宅用火災警報器の一斉点検」の取組みを推進していただくようお願いします。

(1) 依頼事項

各自治会・町内会で住宅用火災警報器の点検日時を決定し、取り付けられている住宅用火災警報器を各家庭で点検してください。

(2) 一斉点検の流れ（一例）

- ① 点検日時を決定し、自治会・町内会の掲示板等により周知します。
 - ② 点検日時を港北消防署に事前に知らせます。
 - ③ 点検日の当日は、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施します。
- ※ 上記は、あくまで一例ですので、お気軽に港北消防署にご相談ください。

(3) 住宅用火災警報器一斉点検のメリット

- ① 一斉に鳴らすため、火事と勘違いされません。
- ② 一斉点検を通じて、防火・防災対策の促進につながります。

(4) その他

- ① チラシ（別添）については、メールによるデータの提供が可能です。
- ② 住宅用火災警報器デモ機の貸し出しも行っていますので、地域内で住宅用火災警報器の点検方法等を説明する際にご活用ください。
- ③ 高齢者宅への個別訪問として、消防職員による住宅用火災警報器の取付け支援や防火防災についてのアドバイス等を実施していますので、是非、ご活用ください。

(5) 問合せ

港北消防署総務・予防課予防係 担当：飯田、金井、山本 電話：546-0119

6 初期消火器具取扱い技術訓練会の開催について（依頼）[資料6]

岩佐 港北消防署総務・予防課長

◆ 資料の送付はありません。

港北区では、災害時における地域の初期消火力の向上と火災による被害を軽減することを目的として、令和4年度から初期消火器具を保有する自治会・町内会を対象とした初期消火器具取扱い技術訓練会を開催しています。令和5年度も訓練会を実施しますのでご参加ください。

(1) 日時・場所

令和5年 10月 14日（土） 午前10時00分から正午まで
横浜市環境創造局樽町ポンプ場（港北区樽町三丁目 9-11）

(2) 募集内容

自治会・町内会単位で各連合から1～2チームを目安とします。（1チーム4人）

(3) 実施内容

初期消火器具により、消火栓の操作、ホース延長及び結合、筒先から放水するまでの一連の操作を自治会・町内会ごとに実施します。

(4) 申し込み方法

参加申込書をEメールまたはFAXで送付してください。なお、電子申請による受付も可能です。

横浜市 電子申請	検 索
----------	-----



メールアドレス：sy-kohoku-sy@city.yokohama.jp

FAX番号：045-546-0119

提出期限：9月1日（金）まで

(5) その他

- ① 訓練会で使用する資機材（スタンドパイプ、ホースなど）の準備や訓練終了後のホース撤収等は消防署で実施します。
- ② 本訓練会に向けて、事前に消防署による訓練指導等を希望される場合は、港北消防署（546-0119）にご連絡をお願いします。
- ③ 本訓練会は、初期消火器具資機材の取扱説明会ではありません。
- ④ 訓練当日は車でのご来場が可能です。駐車場所につきましては、訓練会当日にご案内します。

(6) 問合せ

港北消防署総務・予防課予防係 担当：山本、金井 電話：546-0119

7 令和5年度港北消防団夏季訓練会の開催について（依頼）[資料7]

岩佐 港北消防署総務・予防課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

港北消防団の日頃の訓練成果を披露するため、「港北消防団夏季訓練会」を開催します。つきましては、自治会・町内会長の皆様にご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 開催日時

令和5年8月6日（日）午前10時00分から正午まで（少雨決行）

(2) 開催場所

横浜市交通局新羽車両基地

港北区北新横浜1-12-1（北新横浜駅より徒歩5分）

※ 来場の際は公共交通機関をご利用ください。

(3) 参加団員等

- ① 消防団員 400名
- ② 小型ポンプ積載車 39台

(4) 訓練実施項目

- ① 可搬式小型ポンプ操法（各分団代表隊 計7隊 35人）
- ② 消防団資機材取扱訓練
- ③ 第八分団（女性分団）訓練礼式

(5) 問合せ

港北消防署総務・予防課消防団係 担当：竹原、杉阪、高橋

電話：546-0119

8 マイナンバーカード申請相談会等について（情報提供）[資料8]

二宮 戸籍課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

(1) マイナンバーカード申請相談会について

港北区内の地区センターにおいて、ご自身やご家族などのマイナンバーカードの申請やカード受取手続きに関する相談会を実施します。カード申請を希望する方には、無料でカード申請用の顔写真撮影や、申請書作成のサポートを行います。お手元にあるQRコード入り交付申請書をお持ちいただければスムーズに申請のご案内が行えます。当日は、カードの活用方法等のミニ講座（15分程度）も開催します。

なお、その場でマイナンバーカードの受取はできません。

① 会場および日時

ア 篠原地区センター : 7月14日（金）、7月15日（土）

イ 菊名地区センター : 7月14日（金）、7月15日（土）

ウ 新田地区センター : 7月14日（金）、7月15日（土）

エ 綱島地区センター : 7月23日（日）、7月24日（月）

オ 城郷小机地区センター : 8月6日（日）、8月7日（月）

カ 日吉地区センター : 8月6日（日）、8月7日（月）

※ 実施時間：午前10時から午後6時まで（日曜日・祝日は午後4時まで）

② 予約方法、予約先など

事前予約不要

(2) マイナンバーカードの受け取りについて

マイナポイントの申込期限が2023年9月までとなっていることから、8月、9月のマイナンバーカードの受け取り窓口は混雑します。カードの準備ができたことをお知らせするための交付通知書が届きましたら、カードの受取はお早めにご利用下さい。

なお、新横浜臨時窓口の予約枠には余裕がありますのでご利用下さい。

(3) 問合せ((1)(2)とも)

横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル 電話：0120-321-590

9 敬老パスICカード化による更新時の注意事項について（周知依頼）[資料9]

阿部 高齢・障害支援課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

敬老パスは、令和4年10月から紙製のカードを廃止し、ICカードに変更しました。

なお、ICカードは有効期限を1年ごとに更新する仕組みで、同じカードを使う必要がありますので、紙のカードのように破棄されないようご周知いただきますようお願いいたします。

(1) 更新手順

① 負担金が有料の方

申請後、納付書裏面に記載の金融機関にて負担金を納付してください。納付の2～3週間後に使用中のカードの有効期間が延長されます。

② 負担金が無料の方

申請後、自動更新されます。

(2) 注意事項

① 紙のカードは更新毎に新しいカードを配布していましたが、ICカードは同じカードを更新し継続して使うことになります。紙のカードのように破棄しないようにしてください。

② 延長される有効期限は10月1日から翌年の9月30日までです。

(3) 問合せ

敬老パスコールセンター(午前8時00分から午後7時00分まで。土日祝も対応可能)

電話：0120-206-160

(当資料に関する問合せ先)

港北区高齢・障害支援課 担当：富田、島田

10 網島公園プールの休業 及び 日産ウォーターパークの営業再開について (情報提供) [資料 10]

高橋 環境創造局公園緑地管理部北部公園緑地事務所長

◆ 資料の送付はありません。

(1) 網島公園プールについて

網島公園プール(港北区網島台1-1 竣工昭和63年)については、主要プールである25mプールにおいて大規模な設備の不具合が発生したため、今夏(7月8日～9月4日)は休業します。なお、併設の子ども用プール(幼児～小学1年生用)も安全上の配慮等から同様に休業します。

(2) 日産ウォーターパークについて

日産ウォーターパークはプール施設の不具合のため施設休業をしていましたが、令和5年8月11日(金・祝)から営業を再開します。

【日産ウォーターパーク】

横浜市港北区小机町3302-5 TEL：477-5040

午前10時00分から午後4時00分(第3・第4火曜日を除く)

(3) 問合せ

(当資料に関する問合せ先)

環境創造局北部公園緑地事務所 電話：353-1166

11 こども・交通事故データマップについて（情報提供） [資料 11]

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開しています。通学路の安全点検や日頃の交通安全活動などにご活用ください。

問合せ

横浜市道路局交通安全・自転車政策課 電話 671-2323

12 こうほく地域活動サイネージ(デジタルサイネージ)による地域情報の発信について（情報提供） [資料 12]

岸本 地域振興課長

◆ 資料の送付はありません。

地域の魅力を多くの区民に伝えるため、区役所1階でデジタルサイネージを設置して、地域の情報を発信し自治会町内会の取組みやイベント等の周知を行います。連合単位の地域の情報発信を予定しておりますので、情報発信のご希望の際は資料のご提出をお願いします。

(1) 提供を依頼する情報について

連合で実施予定の地域行事等。(まつりなど他地区の人が参加しても問題ないもの)

※ 他にも、こうほくまち活や区民活動支援センターのイベント、地域のチカラ応援事業の活動団体の情報等、地域に関係する情報を発信する予定。

(2) デジタルサイネージ設置場所

1階の階段横に6月末ごろ設置予定。

(3) 発信する情報の提供方法

① 発信希望の資料を地区定例会などで地区担当に提出

② 地域振興課にメール等で提出

※ 資料は紙、データどちらでも可

(4) その他

① データの更新頻度

2週間に1回程度

② デジタルサイネージ規格

高さ150cm×幅55.9cm(縦置き) ※画面サイズ96.5cm×55.9cm

③ 注意事項

個別の営業目的や、宗教的又は政治的宣伝意図を有するもの、及びその他、港北区長が適当でないと認めた掲出物は発信できません。

(5) 問合せ

港北区地域振興課地域力推進担当：上野、三木、横溝 電話：540-2247

メール：ko-chikara@city.yokohama.jp

13 情報提供

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

13-1 「楽遊学 第305号」について [資料13-1]

13-2 「令和5年度 港北区スポーツ協会 総会議案書」について [資料13-2]

13-3 「港北の消防 第68号」について [資料13-3]

14 掲示依頼

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

岸本 地域振興課長

14-1 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について [資料14-1]

14-2 港北区「社会を明るくする運動」について [資料14-2]

14-3 港北芸術祭 朗読劇「真昼の夕焼け」について [資料14-3]

15 行政機関からの情報提供

(1) 港北警察署

- ・港北区内犯罪発生状況ほか
- ・交通事故概要

(2) 港北消防署

- ・港北区内の火災・救急状況について

6月の合同メールは6月23日（金）に発送します。

◆ 港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています ◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

